

3 幼保連携型認定こども園 変更手続き早見表

手続き方法	分類	変更内容	提出書類	様式	提出期限	備考
右記の書類を提出し協議	定員	①利用定員 (増加)	A 特定教育・保育施設確認変更申請書	○	変更前	■⑤「運営規程」の変更の手続きも必要 ■当該変更により利用定員が認可定員を上回る場合「認可定員」の変更の手続きが必要の手続きも必要
			B 最低基準調書	○		
			C 職員の状況一覧	○		
			D 職員の勤務体制表	○		
		②利用定員 (減少)	A 特定教育・保育施設変更届出書	○	変更日の3ヶ月前	■⑤「運営規程」の変更の手続きも必要
			B 利用定員増加に関する同意書	○		
	C 変更前後の収支予算書					
	設備	③各室の使用区分	A 幼保連携型認定こども園変更届出書	○	変更前	■平面図は、各室の名称、面積を明記すること
			B 特定教育・保育施設変更届出書	○		
			C 最低基準調書	○		
			D 変更前後の各室面積表	○		
			E 変更前後の平面図			
F 揮発性有機化合物等の室内濃度測定結果の写し(工事を行う場合)						
※「原則スマート申請早見表」参照	運営	④園長	A 特定教育・保育施設変更届出書	○	変更前 (口座変更関係は、 口座の手続終了後速やかに)	■E、F、Gは「EとFとの両方」又は「G」のいずれかを提出すること ■Fを提出する場合「専修」又は「I種」に限る ■H、Iは、施設型給付費に係る債権者を施設長としている場合に提出(法人の場合のみ)
			B 認定こども園変更届出書	○		
			C 特定子ども・子育て支援施設等確認変更届出書	○		
			D 園長の履歴書			
			E 園長の保育士証の写し			
			F 園長の幼稚園教諭免許状の写し			
			G 任命書等の写し			
			H 債権情報(変更)届出書 及び 通帳の写し	○		
			I 委任状	○		
			⑤運営規程	A 特定教育・保育施設変更届出書		
		B 変更前後の運営規程				
	設置者	⑥経営責任者	A 特定教育・保育施設変更届出書	○	変更前 (口座変更関係は、 口座の手続終了後速やかに)	■変更後に⑧「法人登記事項」の変更の手続きも必要 ■Fは、給付費等の振込先口座の名義変更を行う場合に提出 ■Gは、施設型給付費に係る債権者を施設長としている場合に提出
			B 認定こども園変更届出書	○		
			C 特定子ども・子育て支援施設等確認変更届出書	○		
			D 役員一覧表	○		
			E 誓約書	○		
			F 債権情報(変更)届出書 及び 通帳の写し	○		
			G 委任状	○		
			⑦役員	A 特定教育・保育施設変更届出書		
		B 特定子ども・子育て支援施設等確認変更届出書		○		
		C 役員一覧表		○		
		D 誓約書		○		
		⑧法人登記事項	A 特定教育・保育施設変更届出書	○	変更後10日以内	
			B 特定子ども・子育て支援施設等確認変更届出書	○		
			C 変更後の法人登記簿謄本(全部事項証明書)			

・法人等の意思決定の手続きに関して定めがある場合は、当該手続きを経たことを証明する書類の写しを提出すること。(社会福祉法人や学校法人における理事会議事録等)

・写しには全て原本証明をすること。(写しに対し、「原本に相違ない」旨を記載し、記名、押印すること)

※④～⑧の手続きについては、原則スマート申請にて届出を行い(市ホームページに別途案内あり)、それが難しい場合に限り本早見表に従って、手続きを行うこと。